

NORMA

2024

9

SEPTEMBER

社協情報 ノーマ No. 380

特集 地域づくりと一体となった共同募金運動 ～「じぶんの町を良くするしくみ。」の推進～ 〈p.2〉

事例1 生活支援コーディネーターがつなげる地域と共同募金運動
鹿児島県・薩摩川内市社会福祉協議会

事例2 テーマ型募金を通して地域福祉課題に取り組む
沖縄県・うるま市社会福祉協議会

●社協活動最前線 〈p.6〉

あったかふれあいセンターを活かした包括的な支援体制づくり
高知県・奈半利町社会福祉協議会

●ビネットで学ぶ、地域福祉実践【第14回】 〈p.8〉

ビネット10「犯罪歴のある人の地域活動への参加について」（後半）

同志社大学 教授 野村 裕美氏

東京都立大学 准教授 室田 信一氏

豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子氏

●社協×〇〇 ～他分野との協働で広がる可能性～【第4回】 〈p.10〉

社協×団地

多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち〈ミクストコミュニティ〉の実現をめざして
独立行政法人都市再生機構

●仕事に役立つTopics ～福祉の動きを知ろう 〈p.11〉

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました

●「基本要項2025」への期待【第5回】 〈p.12〉

奈良県・上牧町社会福祉協議会 常務理事 植村 隆弘氏



地域づくりと一体となった共同募金運動 ～「じぶんの町を良くするしくみ。」の推進～

共同募金は、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域課題の解決や助け合いに取り組む住民の多様な活動を財政面から支援する重要な役割を果たしている。

生活困窮や孤独・孤立の問題が深刻化するなかで、社協は、共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ。」（募金と助成の循環）であることを住民に周知するとともに、地域のつながりづくりの重要性を広く住民に訴え、共感を得られるような運動を展開する必要がある。

本特集では、住民とともに地域課題を考え、地域福祉実践と一体的に共同募金運動を行う社協の取り組みを紹介する。

事例

1

生活支援コーディネーターがつなげる地域と共同募金運動

鹿児島県・薩摩川内市社会福祉協議会

共同募金運動の実施体制

鹿児島県の西北部に位置する薩摩川内市は、平成16年10月12日に1市4町4村が合併して誕生した。令和6年7月現在、人口は90,198人、世帯数46,610世帯である。

薩摩川内市社会福祉協議会（以下、市社協）は職員数約300名で、地域包括支援センター、権利擁護センター業務、福祉サービス利用支援事業、生活困窮者自立支援事業、子ども発達支援センター、特別養護老人ホームなど幅広く福祉活動を展開している。

共同募金運動については主に地域福祉課の職員が担っており、生活支援体制整備事業で配置している生活支援コーディネーター（以下、SC）13名が兼務している。以前は、共同募金専任の職員を配置していたが、かえって共同募金運動と地域づくりが別々のものとなってしまっていた。共同募金運動は募金の協力や助成金による地域活動など、地域とのつながりが強く、自分たちの町をよくするしくみとして、地域の理解と共感を高めるには、地域づくりと一体的に展開すべきである。SCは、地域のなかで住民とともに地域課題を把握しながら地域づくりを展開しており、効果的に共同募金運動を進められると考えたことから、平成31年より専任の職員は置かず、SCが業務を一体的に実施している。

共同募金の理解者を増やすための取り組み

当市でも、以前から募金運動を行うなかで、「何に使わ

れているかわからないので協力はできない」などの声を聞くことが少なくなかった。そこで、まず集まった募金額や具体的に市内の地域福祉にどのように活用されているかなどについて「見える化」することを目的としたチラシを作成し、市内約550あるすべての自治会に配布した。

また、市社協では、「社協だより」という広報誌を年4回発行しているが、募金の意味や用途がより伝わるように掲載の仕方を工夫したり、ホームページやSNSでの情報発信の強化も図った。特にInstagramを活用した発信には力を入れ、共同募金関連の情報も複数回配信し、さらなる「見える化」に努めた。

加えて、ここ数年、SCの活動成果が顕著にみられ、地域主体で開催される「住民座談会」や「住民支え合いマップ」などの取り組みが活発化してきている。そのような場にSCが出向いた際には共同募金についての説明や助成金の紹介などを丁寧に行うようにしている。このような地道な活動の成果もあり、共同募金に対する地域の理解も得られるようになってきていると感じる。

住民の主体的な活動を促し活かす取り組み

市社協では、7月～11月までを共同募金の助成申請期間とし、申請団体には事業計画書・予算書をご提出いただいている。また採択団体には報告書も提出していただいている。しかし、民生委員児童委員協議会と、市内の小学校区単位全48地区に設置されている「地区コミュニティ協議会」（以下、協議会）については、これまで計画書や報告書の



提出は求めておらず、決められた助成金を事務的に振り込むという流れが定着していた。

そのようななか令和5年度から、より主体的に自分たちの地域のことを考えてもらうため、定額を振り込むのではなく、各団体からの公募を開始することになり、例外なくすべての団体に計画書の提出を求めた。計画書の作成をきっかけに、SCが住民や民生委員・児童委員とともに地域課題について考え、共同募金を財源とした具体的な活動につなげている。住民にとって身近な共同募金になるよう、SCが意識して働きかけた結果、自分たちの地域をどのようにしたいのか、そのために今後何が必要なのか、ということについて考える機会となり、住民の主体的な活動につながっている。

協議会での話し合いをもとに始まった活動も多い。例えば、サロンや買い物などの送迎を行うための車両を無償で貸し出す「外出・移動支援車両貸出事業」、子ども食堂の立ち上げや食料寄付の窓口等の設置費用に対する助成を行う「こども食堂（コミュニティ食堂）応援事業」である。

活動の報告を通じた広報

現在、市内の18団体と、15の市社協事業で助成金を活用しており、SCが連携しながらそれぞれの事業を展開している。助成をして終わりにせず、助成を実施した全団体から活動報告をしていただき、寄付者に感謝の気持ちを伝えるとともに募金（集める）と助成（使う）がつながっていることを丁寧に伝えていくことを大切にしている。活動のなかには単年度で終了する事業ではなく、「男の居場所」、「はんとけん（鹿児島弁で転ばない）体操」、「住民支え合いマップ」など継続的に行われ、地域に循環する取り組みや活動も増えてきている。

共同募金運動による地域の変化

このように、住民自らが把握した地域課題の解決に向けた事業を展開し、その実践を積極的に発信したことなどが要因となり、募金実績も順調に増えてきている。5年前と比較すると、特に「街頭募金」「学校募金」「イベント募金」が合わせて78万円以上の伸びとなっている（表）。この結果からも取り組みの成果が現れていると考える。

地域でのチャリティグランドゴルフ大会やコミュニティ祭りなどのイベントで募金コーナーを設けていただくなど、地域から募金につなげてくださる機会も増えてきている。また、街頭募金運動にも変化が見られており、「自分たちの活動につなげるためにも募金活動を頑張ろう！」と意欲

	令和元年度	令和5年度
街頭募金	840,443円	1,116,146円
学校募金	306,347円	406,716円
イベント募金	143,953円	550,273円
人口と世帯数の推移	人口94,396人 46,039世帯	人口91,449人 46,445世帯

表 募金方法ごとの実績比較

的な団体や住民も増えて積極的に活動に参加してもらった結果、令和5年度は街頭やイベントに立つ回数が令和元年度に比べて20回以上も増加した。



地区コミュニティ協議会イベントでの募金活動の様子

今後の展望

SCが中心となった共同募金運動と地域づくりとの一体的な取り組みにより、前述のとおり「街頭募金」「イベント募金」「学校募金」などは伸びているが、「戸別募金」については、年々減少傾向にある。市社協として残されている大きな課題ととらえているが、現在は自治会に向けた文書による依頼しかできていない。今後は協議会に協力を仰ぎながら、自治会に対して直接説明を行う機会をつくっていき、「戸別募金」の伸びもめざしていきたい。

最後に、市民の皆さまから寄せられた募金を有効に活用していくためにも、SCの地域づくり活動をさらに強化していきたい。「今起きている地域課題」「今後起こりうる地域課題」「求められている活動」などをきちんと把握し、共同募金運動と連動した住民主体の地域活動の一層の推進に努め、市社協のキャッチフレーズである「やさしく 明るく 笑顔のあふれる地域社会」をめざしていきたい。

うるま市共同募金委員会の 職員体制と福祉課題

うるま市は、平成17年4月1日に2市2町の合併により誕生した。沖縄県の本島中部に位置し、海中道路を含むいくつかの橋でつながった4つの島からなる島しょ地域と1つの離島を有し、豊かな自然環境が魅力の市である。那覇市、沖縄市について3番目に人口が多く、令和6年7月1日時点で人口126,572人、世帯数57,887世帯となっている。

うるま市社会福祉協議会（以下、市社協）の職員数は現在60名（正規職員17名、非常勤職員43名）、事務統括を行う本所（ボランティアセンター、地域活動支援センター、権利擁護センター、特定相談支援事業・障害者相談支援事業）と3支所の運営を行っている。

市社協の組織体制は、総務課、地域福祉課、在宅福祉課の3課で構成され、うるま市共同募金委員会（以下、市共募）に関する業務は、総務課が主管課として、各課職員の協力を得ながら取り組みを展開している。

令和2年度から市社協および市共募の運営基盤強化を図るため、本所1名、支所3名の共募担当者に加え、本所1名の増員を行った。計5名となったことで、これまで取り組むのが難しかった職域募金、法人募金等の依頼先を見直し、募金の協力者を増やしていくことができた。同時に、広報誌やホームページ、SNSでの広報活動の拡充により「見える化」を図り、福祉活動の基盤整備に取り組んだ。

沖縄県は「こどもの貧困率全国ワースト1」となっており、うるま市も子どもを支える取り組みのニーズが高い地域である。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学校の休校やリモート授業等の影響と思われる不登校児童・生徒の増加などの課題が市社協の各地域担当より把握されたことも踏まえて、子どもを支える取り組みを模索してきた。

その対策のひとつとして数年前から実施していたのが子どものサロン（居場所）活動である。市内すべての自治会63か所への設置を目標に掲げていたが、財源面において課題があった。

また、市社協の地域福祉事業担当者と共募担当者が子どもたちの福祉課題と支援の現状について話すなかで、家庭・学校以外の地域のなかで遊びや軽食の提供、学習支援などを行う居場所が、子どものよりどころとなっていることがわかった。何より、運営する地域住民やボランティアスタッフ等の大人との出会いが、子どもたちにとってとても大きな糧になると感じた。これらのことから、子どものサロン（居場所）の拡充のための財源確保に取り組むことになり、令和4年度から、市共募では初めてとなるテーマ型募金「子ども居場所応援募金」の実施に至った。

地域の企業・団体との協働から 共感を広げる

テーマ型募金を実施するにあたり、より多くの人に協力してもらうには募金方法を増やすことが効果的だと考えていた。地元企業の沖縄銀行は、「地域密着・地域貢献」を経営理念として、SDGsの達成に取り組んでおり、ネットバンキングシステム「おきぎんSmart」にて募金ができるシステムを導入していた。県内のほかの社協が「おきぎんSmart」募金に取り組んでいたため、沖縄銀行に協力依頼の相談にうかがったところご快諾いただき、街頭募金やイベントによる募金など従来の方法に加え、「おきぎんSmart」での「子ども居場所応援募金」を実施する運びとなった。



活動資金チャリティコンサートの様子



市社協として「子ども居場所応援募金」を実施するにあたり、まず沖縄銀行や行政、各団体、共同募金の委員の方々などを呼んで令和4年11月に開催セレモニーを行うとともに、県内の新聞社にも取材に来ていただくなど積極的に周知した。また、社協だよりのほかにチラシやポスターも作成し、地域の方が来所された際には常務理事を含め職員が募金の趣旨などを丁寧に説明し広報を行った。そのほか、銀行や役所など各所でもチラシを配布し、目に留まるように工夫を行った。沖縄銀行では、行員の皆さまが募金のチラシを来店者へ配布し、取引のある企業様へ周知していただいたとうかがっている。

また、日頃から市社協とつながりのあった歌謡チャリティーショーを実施している団体に協力していただき、「子ども居場所応援募金」を趣旨としたチャリティコンサートも実施した。

このように市社協のほかさまざまな機関、団体の皆さまが協働して活動に取り組んだ結果、目標額80万円を超える106万円余りに達することができた。

テーマ型募金を通して、「うるま市の子どもたちをほっとけない」「子どもたちを応援したい」という温かい想いをもつ人々が多くいると感じた。

募金に協力いただいた80代の方は、「若い頃、家庭が貧しく学校に行けず、読み書きがあまりできなかった。そんな時、ある方から読み書きや、社会のいろいろなことを教えてもらい今の自分がある。だから、子どもたちに何かしたいと思っている」と話をしてくれた。集まった募金は、うるま市をよくしていきたいという“一人ひとりの想い”がたくさん詰まった真心の募金だということに尽きる。

コロナ禍の社会活動の自粛から通常の生活に戻り、住民の福祉活動の取り組みがようやく動き始めた令和4年度末頃から、事業担当者の働きかけもあり、少しずつ子どもサロン（居場所）の活動も増えている。「子どもの居場所活動を実施したかったが、財源面で厳しかったので社協からの助成金がありとても助かっている」との声が届いている。

活動場所は、自治会集会場や、空き店舗、パーラー（沖縄的な簡易店舗）等を拠点とし、活動内容も団体によって多様である。共通しているのは、子どもたちとさまざまな体験活動に取り組んでいることである。家庭では体験させることが難しい活動を実施しており、体験活動を通し子どもたちの視野が広がり、未来につながり、よりよい循環が生まれていくことを期待している。

共同募金は、福祉活動の大事な財源という面だけではなく、募金を通して地域の方々に地元の福祉課題について関心を寄せてもらい、自主的な活動のきっかけにもなるソーシャルアクションや地域福祉そのものである。おかげ様で、令和5年度も同様に募金活動を展開し、108万円余りを達成することができた。

『困っている人がいたら助けたい』という気持ちは、多くの人がもっており、共同募金の取り組みは、“共感のたねをまく”ことだとテーマ型募金活動を通し学ぶことができた。この“たね”の芽がでて、成長していくことを今後も見守り、支援をしていきたい。



沖縄銀行安慶名支店の皆さまと目標達成記念

課題と今後の展望

テーマ型募金の取り組みは、地域の多くの企業・団体、個人の皆さまのご協力により大きな成果につなげることができたが、共同募金運動は、これまで同様に主管課中心の活動にとどまっており、市社協全体での取り組みではない点は今後の課題と感じている。共同募金に限らず他課の事業に関心を寄せることはとても重要である。担当ではなくともどのように協力し一緒に何ができるかを考える視点は、多角的に物事を考える協働への一歩につながるからである。

今後共同募金は、これまで以上に地域福祉推進の重要な財源となってくる。まずは、財源確保の課題を職員間で共有し、有効な体制について協議し、市社協全体での取り組みとして見直しを図っていきたい。共同募金を活用して地域のニーズに基づいた事業を展開し、スピード感も大切にしながら、チーム社協としてチャレンジし続けたい。

あったかふれあいセンターを活かした包括的な支援体制づくり

高知県・奈半利町社会福祉協議会



シーカヤックやシュノーケリング等、海遊び体験ができる「海浜センター」。大人も夢中になれる楽しさがある。

奈半利町社協では、高知県の独自事業である多機能型地域拠点「あったかふれあいセンター」事業を町から受託し、対象を問わず必要なサービスを提供し、包括的な支援体制の先駆けとなっている。本号では、あったかふれあいセンターのサテライトを地域に広げ、拠点ごとにアクションプランを作成するなどして、住民主体の地域づくりを進めている取り組みについてうかがった。

社協データ

(2024年7月1日現在)

【職員数】 17名(正規職員2名、非常勤職員15名)

【主な事業】

- あったかふれあいセンター事業
- 日常生活自立支援事業
- 生活支援体制整備事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 生活福祉資金貸付事業

あったかふれあいセンターについて

高知県では、平成24年より県内全体で子どもから高齢者まで年齢や障害の有無に関わらず誰でも参加できる包括的な拠点整備を進めていくために、「あったかふれあいセンター」(以下、センター)事業を実施している。奈半利町社会福祉協議会(以下、町社協)は同年、奈半利町からセンター事業を受託。コーディネーターを1名配置し、相談をはじめとして、集い、訪問、生活支援、配食、移動手段の確保など多様な機能を備えた住民への支援拠点となっている。

センターで行われる活動内容は、血圧測定や健康体操をはじめ、子ども食堂、乳幼児の預かり、レクリエーション活動など多岐にわたり、1日平均70名程度が利用している。送迎や昼食提供、入浴補助などの機能も有しているため、正式なデイサービスを利用開始するまでの間や、回数の制約のためにデイサービスが利用できない日に代替としてセンターに来る人もいる。また、ホームヘルパーが減少し介護事業所が縮小しつつあるなか、センターへの送迎途中にスーパーの買い物に立ち寄りなど生活を支える役割も果たしている。

利用希望者は、見学等を経て町に正式に登録手続きを行い利用可能となる。本人からだけでなく町や地域包括支援センターから利用の相談を受けることも多く、利用者は年々増えている。

利用者で最も多いのは高齢者で、概ね15時頃には帰宅するが、その後は学校帰りの小学生が立ち寄り、宿題や読書などができる子どもの居場所になっている。さまざまな世代の住民が利用することで自然に多世代交流が行われ、和やかな雰囲気の中でふれあいが生まれている。

また、身体障害がある方も利用しており、最初は接し方に戸惑う子どもも多かったが、同じ空間で過ごすことで、時間が経つにつれ自然と互いにコミュニケーションが図られている。

センターを活用した参加支援

町社協では、生活困窮者自立支援制度や日常生活自立支援事業に関わっている相談者への支援についても、センターを活用して成果を上げている。

生活困窮者自立支援制度や日常生活自立支援事業の相談者は、仕事や日々の生活費に関する困りごとを抱えて窓口につながるが、人とのコミュニケーションや社会参加に苦手意識をもつ人が多くみられる。

そこで、まずはセンターの見学や活動体験に来ていただき、少しずつ社会との接点をもってもらうことを大切にしている。誰でも参加できる雰囲気のため抵抗感も少なく、まずは週に1回から始めて徐々に参加を促していく。センターに来る際には町社協職員もサポートに入り、時間をかけて相談者本人の強みや生活歴を把握し、本人が抱えている課題を聞き取りながら支援を続けていくことで社会との関わりが増え、課題解決につながっていくケースもある。

町社協事務局長の瀬川三枝氏は、「最初は自宅の玄関先から声をかけても会えない、連絡も返ってこなかった人に粘り強く関わるなかで、少しずつ顔を見せてくれたり、センターの活動に徐々に参加できるようになったりするととてもやりがいを感じます」と語る。

身近な地域でのサテライトの展開

センターでの活発な活動により参加者は順調に増えてきたが、課題もみえてきた。センターは町内1か所のための、移動の問題で利用が難しい人がいるほか、もっと身近に気軽に話ができる場所がほしい、地域の交流が少なく寂しいといった住民の声も聞こえてきた。また、奈半利町には26か所の町内会があるが、各町内会の活動は、お祭りや年数回のイベントのみにとどまっていた。



な は り ち ょ う 奈半利町 (高知県)

高知県東部に位置する土佐湾に面した町。黒潮の恩恵を受け、カツオやマグロ、キンメダイなど多種多数の魚が水揚げされる。古くから交通の要衝として栄えてきた町でもあり、あちこちに歴史的建造物が遺る。「土佐日記」には「那波の泊」として土佐の国司だった紀貫之が、京都への帰任の際に立ち寄ったことが記されている。

【地域の状況】(2024年4月1日現在) ●人口/2,892人 ●世帯数/1,620世帯 ●高齢化率/46.8%

そこで町社協は、誰でも気軽に参加できる場に、住民同士の支え合いの仕組みを構築していくことをめざして、センターのサテライト化を進めることとした。

サテライトの場所は、各地域から徒歩圏内であることを重視し、住民が慣れ親しんだ集会所や神社の社務所などを活用。週1~2回の活動日を設けており、各会場平均10名程度が参加している。コンセプトは「誰でも参加することのできる居場所」で、民生委員・児童委員や福祉協力員、ボランティアが世話役となり、サロン活動、健康体操、防災訓練、見守りマップづくり、男性料理教室など各サテライトの特色ある活動を行っている。

町社協職員や、地域包括支援センターの職員も毎回出向き、運営や活動をサポートしており、活動を重ねるにつれ、健康面や家族のこと、仕事や生活の困りごとの相談を受けることも多くなってきた。さらには、地域内の気になる世帯の情報も寄せられ、町の保健師等とも共有し、アウトリーチして対応にあたっている。

住民が主体となったアクションプランの作成

町社協職員はサテライトの運営サポートも行うが、同時に、できる限り住民主体で運営や活動を進めていくことを大事にしている。

そのための取り組みのひとつが、住民が中心となって毎年作成するサテライトごとのアクションプランだ。目標やこれから取り組みたいことを、サテライトの活動に参加する住民やボランティア等を中心に検討してまとめている。具体的には、介護予防の目標、サロンや多世代交流の企画、月に1回参加者全員で買い物に行く日などが盛り込まれている。アクションプランに沿った活動への参加が、住民一人ひとりにとって日々のモチベーションにもつながっている。

さらに、外出することが少なかった高齢者が、住民の声かけによりサテライトへの参加につながった事例もあり住民同士による見守り体制も構築されつつある。サテライトの誕生により、住民の意識も変化し、年々高齢化率が高くなる自分たちの地域への向き合い方が変わってきたという。

例えばあるサテライトでは、男性の参加が少ないため参加しやすくなる工夫はないかと考えた。そこで過去に地区で起こった火災の教訓を活かした消火訓練を企画したり、奈半利町は海沿いにあるため、防災意識を高めるために津

波被害を想定した防災マップづくりを企画したりした。子どもや親の参加も呼びかけ、地域の皆で危険か所や避難経路などについて改めて考えることができた。防災マップづくりでは、災害の際は誰が誰の安否確認を行うというところまで具体的に決めており、さらにその関係を途切れさせないように、多世代交流を企画するなどして、日頃から顔の見える関係を意識している。

こうした各サテライトの取り組みに町社協職員が丁寧にに関わり、一つひとつの困りごとを一緒に考えてサポートしていったことで、住民からの信頼にもつながり、当初7地区からスタートしたサテライトは年々増加し、今では全ての生活圏域で利用できるように19か所で開設されている。

今後の展望

瀬川氏は、「サテライトの活動を通じて住民自らが地域の課題に気づき、それを受け止めて地域福祉活動が活発化していくことがとても重要です。年々高齢化率は上がり続け、何もしなければ地域のつながりは薄くなってしまふ。地域をより良くしていきたいという思いや、困りごとを抱えている住民の悩みを、町社協としてしっかり受け止め、その都度社協としてできることを考え、必要なことに応えていきたいです」と語る。

社会資源が限られる地域で、センターを効果的に活用して住民の生活を支えるとともに、サテライトの展開を通じて小地域における住民の主体的な活動を推進する町社協の取り組みに学ぶところは大きく、引き続き活動の発展を期待したい。



顔の見える地域づくり「三世交代交流会」の開催



本連載では、実際に市区町村社協の皆さんから提供された事例(ビネット)を用いた検討をもとに、その着眼点や思考のプロセス等をお伝えします。解決を目的とする一般的な事例検討とは異なり、社協職員としての考える力の向上や思考の広がりを目指しています。紹介するコメントが正解というわけではありません。あくまでもいち検討会参加者としての着目点を紹介しているので、ご自身の考えとの異同を味わい、多様な考えに触れてみてください。



今年度は、野村裕美氏(同志社大学 教授)、室田信一氏(東京都立大学准教授)、勝部麗子氏(豊中市社協 事務局長)に加え、事例に登場する本人の状況に理解のある支援機関や当事者団体の方にも検討会に参加いただき、一事例を2号にわたってとりあげます。さっそくビネットに登場するCSWの立場に立って、「私ならここに着目する」という視点を大切に読み進めてみましょう。



ビネット
10

犯罪歴のある人の地域活動への参加について (後半)

- 今回検討会に参加してくれた方 ● 東京都・武蔵野市民社会福祉協議会 木原 由季氏 ● 長野県・上田市社会福祉協議会 永井 理恵氏
※本事例は個人が特定されないよう一部加工しています。 ● 滋賀県・大津市社会福祉協議会 北尾 武志氏 ● 愛媛県社会福祉協議会 荒木 孝宣氏

事例の概要



地区社協が実施する地域のパトロールに、性犯罪歴のある40代男性Bさんが新メンバーとして加入することについて、地区社協会長のAさんよりCSWに相談がありました。Bさんは、出所後この地区に戻ってきたようですが、地域活動歴が浅い人はBさんの過去を知らない人も多く、Aさんは、Bさんを誘ったAさんの夫を含め、メンバーに過去の出来事を伝えるべきか悩んでいます。また、再犯の可能性を考えると参加してほしくないのが本音だが、社会復帰の機会を奪いかねないと葛藤しています。

CSWが保護司等に相談するなどして検討しているうちに、Bさんは1度パトロールに参加したきりその後の関わりがなくなってしまいましたが、どのように対応すべきだったか疑問が残ります。



前回(8月号)、社協職員の皆さんから自身の着目する点を紹介しました。勝部さん、室田先生ならどこに着目しますか。



私ならBさんと話したいと思います。その際、Bさんがボランティア活動をしたいと思っていることについては感謝したうえで、申し訳ないけれどBさんの過去についての噂を聞いたと伝え、どのような気持ちで参加しようと思ったのかを聞きます。ほかの活動ではなくなぜパトロールなのか、Aさんの夫の誘いを断れなかっただけなのか、活動中に被害者に会うかもしれないことについてどのように考えているのかなどBさんから聞きたいです。腫れ物に触るようですが、本人と向き合えなければ具体的な支援の検討ができないと考えます。

また、話し合いの場を設ける際にも、本人が不在だと空中戦に終わってしまいます。そうした意味でも、まずはCSW自身が本人の気持ちや特性などを理解して代弁できるようになれば、周囲との話し合いも実のあるものになるのではないかと思います。



日本版DBSが創設されましたが、現在は地域活動をする際には犯罪歴の情報開示はありません。Bさんは、出所後、別の地域に住めば過去の自分を知らない人ばかりの環境で生活をリスタートできたはずですが、しかし、Bさんは地元に戻り、周囲の噂や過去の自分と向き合う生活を選びました。Bさんの葛藤を地域が支え、ともに向き合うことができれば、まさにすべての人を包摂する地域づくりにつながるのではないかと思います。

そして、Aさんが夫に伝えるべきか悩んでいるとありますが、夫婦の関係ですぐに話すことも可能ななか、家庭内の情報共有とBさんの尊厳を天秤にかけているAさんの人権意識の高さが素晴らしいと感じました。CSWは、AさんをはじめBさんとの関わりについて考えられる地域のコミュニティがあるという強みを認識し、犯罪歴のある人がいた場合にどのように関わるべきか地区社協として考えられるように働きかけていくことが大事ではないでしょうか。



当時の私は、Aさんへの寄り添いに注力しており、Bさんの地域での受け入れについて考えが及んでいませんでした。社協職員として、Bさんと向き合いながら、地域の課題としてみんなで考えていく必要性を改めて認識する機会になりました。

※本連載では、住民と協働して個別支援に取り組む地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等を「CSW」と表記しています。



それでは、事例検討の中で生まれた問いに対して、筑波大学教授の原田隆之先生に性犯罪・性的アディクションに関わる基本的な知識や当事者の苦悩等について解説いただくとともに、CSWや地域住民はどのように関わっていけば良いかについて助言いただきます。



筑波大学 人間系 教授 原田 隆之

臨床心理学、犯罪心理学、精神保健学を専門分野とし、アルコール、薬物、タバコ、性的アディクション等を研究するとともに、認知行動療法に基づく性犯罪者治療の開発を行う。

1. 自分の偏見や差別感情に向き合う

今回の事例では、「性犯罪を起こしたようだ」というところから相談が入ったそうですが、まずは事実かどうかは気になりました。ここでは、仮にBさんが10年前に性犯罪を起こしたという前提でお話させていただきます。

日本の刑法では刑の執行から10年経過したら刑が消滅すると規定されています。それは本人の社会復帰に重点が置かれているからです。この点は、保護観察所の意見は適切なものだと思います。Bさんが地域に戻って10年以上経っているのであれば刑が消滅している可能性があります。そうしたなかで、Bさんのような方を支えるべき立場の社協職員が、彼を色眼鏡で見て排除するようなことはあってはならず、今回の事例を通じて、社協職員一人ひとりが自身に偏見や差別感情がないかどうかを点検し、それに向き合うきっかけにさせていただきたいです。

2. 性犯罪に関する正しい理解

性犯罪の再犯を懸念される方も多いかと思いますが、窃盗や薬物依存においては2年以内再犯率が20%程度という比較的高いものである一方、性犯罪全体では5%程度であり、約9割は繰り返さないとされています。他方で残りの1割程度のなかには、非常に強い性的衝動があってそれを抑えることが難しい人がおり、パラフィリア障害という診断名が付くと治療の対象になります。その場合、再犯率は薬物依存同様に高い数字となります。犯罪を起こした人すべてにこの診断がつくわけではありませんし、パラフィリア障害と診断された人も、われわれの研究では治療後の再犯率は4%程度に下がります。Bさんは10年何も問題を起こしていないのであれば再犯のリスクや診断がつく可能性も低いと思われます。再犯率などの基本的なデータは犯罪白書等に掲載されています。恐怖心をいだいたり感情的な反発が起こったりするのわかりますが、噂に基づいて話をしても解決の糸口は見出せないの、専門職であれば正しい知識やデータを身につけるべきだと考えます。

また、刑務所や保護観察所において認知行動療法を用いた治療プログラムが実施されています。治療のなかでは、問題行動につながる危険な「引き金」を認識し、そうした

事態を避けることで欲求をコントロールすることを学習します。あわせて、万が一引き金に遭遇した場合にどう対処するかという訓練も行います。治療は長期間にわたり、今までの生き方やライフスタイルをすべて見直していくことになるため大変な苦勞を伴います。犯罪を起こしたのは本人の責任であり、責められても仕方のないことですが、過去の過ちを反省し立ち直ろうとしている人に対しては、その努力に敬意を払いながら接することはとても大切だと思います。

3. 孤立と犯罪の発生リスク

犯罪の発生リスクを高める要因はたくさんありますが、なかでも孤立は重要なリスクだということが科学的に実証されています。具体的に言うと、家族と離れたり仕事をしていなかったり社会から疎外されることは、極めて大きな犯罪のリスクファクターであり、再犯の可能性を高めてしまうのです。今回の事例でも、Bさんは地域とつながりをもつことで孤立を和らげることができていたかもしれません。社会から受け入れられている、必要とされていると感じることは、大きな犯罪抑止効果があります。逆に、罪を犯した人を社会から排除すること自体が犯罪の発生リスクを高めることになり、われわれの手でわれわれの安全を阻害しているともいえるのです。

4. 社協職員に求められること

ひとつは、繰り返しになりますが問題を正しく理解することです。罪を犯した本人の責任もありますが、支援する社協職員の皆さんは犯罪に関するデータや書籍を読んだり、勉強会をしたりすることで、正しい知識の研鑽に励むとともに、自分のなかにある偏見と向き合い、感情をコントロールするための自己研鑽をしていただきたいと思います。

もうひとつは、治療を行うことができる病院などの専門機関を知り、つなぐことです。本人が自主的に治療に来るのは容易ではないため、社協職員や民生委員など、地域の福祉関係者が専門機関や相談窓口に関する情報を持ち、連携することがとても大切です。

これまで福祉とあまり接点がなかった分野で活躍する人・団体にフォーカスし、福祉や社協の新たな可能性を探る新連載。第4回は、賃貸住宅団地の管理を通して地域課題解決に向けたさまざまなサービスを提供している「独立行政法人都市再生機構」様です。

第4回

社協×団地

多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち〈ミクストコミュニティ〉の実現をめざして

独立行政法人都市再生機構

》 UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化

独立行政法人都市再生機構（以下、UR）は、1955年に発足した日本住宅公団が主な母体で、これまで各時代のニーズに応じて住まい・まちづくりを進めてきました。現在URでは高度経済成長期に建設されたUR賃貸住宅団地を管理していますが、お住まいの方の高齢化が進み、高齢化率は全国の平均よりも高くなっています。

そこでURでは、少子高齢化への対応、地域包括ケアシステムの構築に資するため、「UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化」の取り組みを始めました。地域の関係者の方々と連携・協力しながら、豊かな屋外空間を備え、多くの方々が住まう団地を「地域の資源」として活用し、地域に必要な住宅・施設・サービスの整備を推進していきます。加えて団地を含む地域一体で、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち〈ミクストコミュニティ〉」の実現をめざします。

地域医療福祉拠点化には主に3つの取り組みがあります。

- ①地域における医療福祉施設等の充実の推進
- ②高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備推進
- ③若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進

また、地域医療福祉拠点化の団地を中心に、団地の管理サービス事務所に生活支援アドバイザーを配置しました。高齢者の方が安心して暮らせるよう、各種相談対応や定期的な見守り、交流促進イベント等を実施。地域包括ケアの一助として日頃から高齢者と地域関係者をつなぐ役割を担っています。



》 社会福祉協議会とURの連携事例

①田島団地（さいたま市桜区田島地区社協）

〈親子の居場所づくり〉

平成30年度に、田島団地は地域医療福祉拠点化に着手し、田島地区社協、田島団地自治会から地域コミュニティスペース設置の要望を受けました。ミクストコミュニティの取り組み成果が期待できることから改修工事を行い、コミュニティスペース「こかげのテラス」を設置。田島地区社協に毎週金曜日10:00～16:00に親子の子育てひろばを開催していただいています。利用料は大人200円のワンドリンク付きです。子育て中の方が気軽に立ち寄り相談できる新たなコミュニティが形成されています。

②原団地（福岡市早良区社協）〈サークル立上げ運営支援〉

平成31年3月、UR主催の「原団地地域勉強会」を立ち上げ、福岡市早良区社協にもご参加いただいたほか、団地自治会、早良区、地域包括支援センター、介護事業者、幼稚園も集まり地域の連携方策について議論・検討を重ねてきました。また、「早良第2圏域連携会議」に早良区社協やURも参加し、日常生活圏域における地域包括ケアに係るモデルケースを用いたワークショップや意見交換も実施しています。ほかにも早良区社協には、ボランティア団体「おおはら元気かい」の立ち上げと運営をサポートいただき、「できる時に、できることを、できる人が」をモットーに活動が行われています。URでも原団地の生活支援アドバイザーが、おおはら元気会の定例会に出席し、早良区社協、地域包括支援センターと連携して見守り体制を構築しています。早良区社協主催で、令和元年夏から高齢者向けのコミュニティ形成や節電・熱中症対策として「ワールシェアカフェ」も団地集会所で実施しており、好評を得ています。



》 社協への期待

UR賃貸住宅団地を活動の場として、他地域でも社協と連携した取り組みが広がっています。URの社内研修においても、全社協から社協の構成や、「地域共生社会」の実現に向けた事業の概要等についての講義をいただいています。

社協は、福祉のプロフェッショナルとして、幅広いネットワークがあり、各種支援・助成制度、事業等活動も多岐にわたります。地域のニーズ把握や課題解決で困った時に、さらに連携を進めたいと考えています。

また、災害対応支援や復興支援もURの業務ですが、災害への対応についても今後協創できる分野と考えています。これからも、強力なパートナーとして期待しています。



図はUR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化のイメージです。詳しくは「地域医療福祉拠点化」で検索。

仕事に役立つ Topics

福祉の動きを知ろう



「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました

基本法施行までの経緯、目的

急速な高齢化の進展に伴い、令和7年には約700万人、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。そのような情勢のなか、超党派の「共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟」において認知症施策に関する基本法の制定に向けた検討が行われ、認知症の本人やその家族、その他関係者の間での熱心な議論の末に、令和5年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、基本法）が国会において成立し、令和6年1月1日に施行されました。基本法は、認知症の人を含めた全ての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下、共生社会）の実現を推進することを目的として掲げ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

基本法の概要

令和元年に取りまとめられた認知症施策推進大綱では、「共生」と「予防」を両輪とし、認知症施策を推進するとされていましたが、基本法では「共生社会の実現」に重きが置かれ、7つの基本理念が掲げられました。

基本理念では、全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人であるとともに、認知症の人のみならず家族等に対する支援により、介護する人も含めて、尊重される社会をめざすことが示されています。

また、全ての認知症の人が、「自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」とし、認知症の方への意思決定支援について盛り込まれました。

そのほか「教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる」とこととされ、あらゆる分野の人たちの理解を進めていくことや、協働による地域づくりが示されており、医療機関や研究機関なども含めたさら

に多様な分野の参入が考えられます。

基本法では、これらの基本理念を踏まえ、認知症施策の策定・推進について、国、地方公共団体等の責務を明らかにしています。

また、基本法の施行に先立ち、認知症の本人やその家族、有識者を交え、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」が開催されました。そのとりまとめを受けて令和6年3月以降、認知症施策推進関係者会議（以下、会議）において「認知症施策推進基本計画」（以下、基本計画）の策定が進められ、令和6年6月20日には、基本計画の素案が政府より会議に示されました。そのなかでは、第1期基本計画中に達成すべき4つの重点目標を掲げ、効果を評価する指標も設定されています。重点目標は「国民への認知症への理解」「認知症の人の意思の尊重」「認知症の人や家族が地域で安心できる暮らし」「認知症に関する新たな知見や技術の活用」の4点です。計画は令和11年までの5年とされています。今後、パブリックコメントの結果を踏まえてさらに検討を重ね、令和6年秋をめどに閣議決定される見込みです。なお、基本法により、自治体には、国の基本計画に沿った計画を策定することが努力義務とされています。

社協に求められる取り組み

基本法では8つの基本的施策が挙げられています。

そのひとつめが「認知症の人に関する国民の理解の増進等」です。地域住民との関わりの強い社協としても、その一助を担っていくことが考えられます。

また、6つめには「相談体制の整備等」が挙げられ、認知症の人や家族等からの相談に対し、個々の状況に配慮しつつ総合的に対応することができるようにしていく体制整備が盛り込まれています。すでにさまざまな相談の受け皿を担っている社協にとっては、さらなる社協内連携や他機関との連携が求められることとなります。

基本計画で打ち出されている「認知症になったら何もしないのではなく、誰もが認知症になり得るととらえ、認知症になっても地域で自分らしく生きられる『新しい認知症観』」に基づき、地域住民、自治体や企業とも連携した取り組みが今後の社協に期待されます。

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

厚生労働省ホームページ「共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要」より抜粋

「基本要項2025」への期待

第5回



植村 隆弘氏 (奈良県・上牧町社会福祉協議会 常務理事)

1996年4月三宅町社会福祉協議会に入職、2000年5月退職。2000年6月上牧町社会福祉協議会に入職。ボランティア、小地域ネットワーク活動支援などに従事し、2010年4月より事務局長。2024年4月から現職。社会福祉士。

私にとっての基本要項

私が入職したのは新・基本要項が策定されて4年が経った頃でした。小さな職場で初めての福祉職として一からさまざまな活動を作り出していくことが求められていました。右も左も分からない私がどのようなスタンスで住民と向き合えばいいのか、社協ワーカーとして何を大切にすればいいのかを教わったのは近隣の諸先輩方や新・基本要項でした。今読み返してみても住民ニーズや福祉課題を把握しソーシャルアクションにつなげていくという流れやそのために私たちが培わなければならない専門性にもふれられており、社協活動とは、社協ワーカーとは、なにかが簡潔に示されていると感じます。

誰にとっての基本要項か

新・基本要項が私にとっては社協活動の道しるべであったという思いで第1次案を読んでみると、これでは道しるべとはなり得ない。むしろ無用な足かせになる可能性があるというのが私の第1印象です。

そういった印象を抱くのはなぜか。新・基本要項では性格、活動原則、機能の3点で我われが何者であり何をどのようにめざすのか(=理念)が明確に示されていました。それが第1次案では使命、組織特性、活動原則の3点に置き換えられており、特に“どのように”という部分で理念が見えにくくなっています。

機能は新たに別の章へと移され11項目へと増えていますが逆に新・基本要項にあった事業はなくなっています。機能(理念)と事業(実際の形)が明確に分けられていた新・基本要項と比較すると、11項目の機能は内容の重複も含めて個別・具体的な事柄が多く混じり未整理の感が否めません。

では、なぜ機能が事業化してしまったのか。基本要項の

読み手の想定に生じた“ブレ”がその原因ではないかと私は考えます。検討委員会での議論を確認してみると当初は読み手は私たち自身。私たち全国の社協(ワーカー)が今後も足並みをそろえて活動していくための基本要項にという願いが感じられます。しかし途中から「外部の期待に応える」とか「連携強化のためにあり方を示す」といったような他者を意識した意見が見受けられるようになります。そのような他者への意識が機能を理念ではなく、より具体的な事業を混在させる形へと変化させたのではないかと思います。

私たちは本来それぞれの地域で、地域の実情や住民ニーズに応じてクリエイティブに多様な活動を展開してきたはずで。その多様性を支えてきたのは、基本要項という形で示された“私たちが何者で何をめざすべきか”という理念ではないでしょうか。この理念なくして、個別・具体的な事柄を示すことは、私たちが多様性を奪い記載された機能=事業に私たち自身を縛りつけてしまうのではないかと私は危惧しています。

全国の社協職員の皆さんへ

私は基本要項にはこれを読んだワーカーが自らの地域に合わせてさまざまな事業を創造していけるような、そのベースとなるような記述であることを望みます。

基本要項を日々の取り組みの確認や新たな活動を生み出していくための羅針盤とするには、第1次案は“いま”にとらわれすぎているように感じます。

新たな基本要項を私たちが大切にしてきたことや社協活動の魅力について語れるような基本要項とするための第1歩は、まずは2025という締め切りを除外して、みなさんと一緒に十分に協議することだと思います。

私たちは社協ワーカーなんですから、その方が私たちらしいやり方だとみなさんも思いませんか。

編集後記

本号の特集は「地域づくりと一体となった共同募金活動」でした。住民とともに地域生活課題を考え、地域福祉実践と一体的に共同募金運動を行っている2社協の事例を紹介しました。今回ご紹介させていただいた社協は、住民に対し丁寧に共同募金について説明し、周知・広報をされていました。その結果、地域での理解を得られ、横のつながりが増え、募金額が数字に表れたののだと感じました。丁寧に説明するというのは、すぐ当たり前のことのように実際に行くと骨のいる作業だと思います。私自身も丁寧に説明することを心がけて日々の業務にあたりたいと思います。まだまだ残暑が続きます。体調を崩されませんよう、皆さまご自愛ください。(本)

アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。



INFORMATION

書籍紹介 福祉教育推進員養成研修テキスト

原田 正樹 著 / 全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター 発行
頒布価格 700円(税込・送料別) B5判 102頁

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターが開催する「全国福祉教育推進員研修」テキストとして作成。



雑誌紹介 月刊福祉 (2024年9月号)

特集：災害時支援の今とこれから
—能登半島地震での対応から見えたもの—

価格：1,170円 B5判 104頁

「令和6年能登半島地震」における福祉関係者の対応と、生じている課題について伝え、これから何が必要になってくるのかを検討する。

